

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

施設の改修工事による現地機関の移転等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 松本平広域公園施設の改修工事に伴い、同施設を使用している体育センターを総合教育センター内に移転することから、体育センターの位置を松本市から塩尻市に変更する。
- (2) 第42回北信越国民体育大会の終了に伴い、国民スポーツ大会準備室の所掌事務から該当規定を削除する。

3 施行期日

令和4年4月1日施行

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条の3中「松本市」を「塩尻市」に改める。

附則第3項中「、第42回北信越国民体育大会」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(位置) 第17条の3 長野県体育センターの位置は、<u>塩尻市</u>とする。 附 則 1・2 略 (国民スポーツ大会準備室) 3 スポーツ課に、当分の間、第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国民スポーツ大会準備室を付置する。</p>	<p>(位置) 第17条の3 長野県体育センターの位置は、<u>松本市</u>とする。 附 則 1・2 略 (国民スポーツ大会準備室) 3 スポーツ課に、当分の間、<u>第42回北信越国民体育大会</u>、第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国民スポーツ大会準備室を付置する。</p>